

南アルプス市立小中一貫校八田小中学校 令和7年改訂 全文はHP
八田小学校いじめ防止基本方針（概要）

めざす子供像

- ◎思いやりの心もち 礼儀正しく行動する子供
- ◎自ら学び 友と対話し 深く考える子供
- ◎よく食べ よく運動し 命を大切にしている子供



いじめ防止への基本理念

「いじめはどの児童にも、どの学級や集団にも起こりうるものである」「いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校教職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを防ぐために



未然防止（一人一人に居場所があり、いじめを許さない学校）

- 児童のよさを伸ばす教職員
 - ・「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、児童の人権や特性を認め、励まし、よさを伸ばす。
- 学年・学級経営の充実
 - ・規律があり、思いやりとあたたかさがある学級、いじめを生まない、許さない学級づくりに努める。
 - ・複数の教職員で児童に関わるグループ担任制を活用する。
- 授業における指導
 - ・授業中での学習規律の確立と、互いの考えを交流し、認め合い、成就感、自己肯定感をもてる授業を展開する。
- 人権感覚・道徳性の育成
 - ・道徳科を要とした人権尊重などの人権感覚の育成と、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性を育成する。
- 児童会活動・学級活動の充実
 - ・児童が主体的に活動、交流し、互いに協力し、助け合うことを通して充実感や達成感をもてる学校行事を実施する。

芽を摘むために

いじめとは…

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

早期発見（アンテナを高くしていじめを見つける）

- 教職員と児童との日常のかかわり
 - ・グループ担任制によるきめ細かな観察と何でも話せる人間関係を築く。スクールカウンセラー
- 教職員間（SCを含む）の情報共有
 - ・職員会議（月1回）、いじめ防止対策委員会（随時）において児童の様子やいじめについての状況把握を行う。
- 八田小いじめアンケート
 - ・学期に1回実態把握を行い、早期対応につなげる。
- 家庭及び地域との連携
 - ・保護者やサポートティーチャー、子供を守る会の方が気付いたことがあればすぐに情報共有をする。

早期対応（対応として次のことを実施）

- チーム八田小として取り組む。
- 事実の確認を丁寧に行い、成長を促す支援を行う。
- いじめを受けた児童の心に寄り添い、丁寧な支援をする。
- OSC、SSW、教育委員会等、関係者（機関）との連携を図る。

相談窓口 いつでも相談してください！

- ◆八田小学校 Tel 055(285)0035 ◆南アルプス市ふれあいダイヤル Tel 055(267)5338 ◆こころの健康相談 Tel 0570(064)556
- ◆やまなし子供SOSダイヤル（24時間365日） Tel 0120(0)78310 ◆南アルプス市教育相談窓口（1人1台端末上のアプリから）

